

皇子山総合運動公園 ほか

●現行(平成25年度)

有料公園施設の使用料及び利用料金

| 区分 | | 単位 | 使用料・利用料金 | | | |
|----------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------|-----------|---------|--------|
| | | | 消費税抜き | 消費税(5%)含む | | |
| 野球場 | 専用使用 | 平日の9時から17時まで | 1時間 | 3,000円 | 3,150円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 4,500円 | 4,720円 | |
| 陸上競技場 | 専用使用 | 平日の9時から17時まで | 1時間 | 2,000円 | 2,100円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 3,000円 | 3,150円 | |
| 第2体育館 | 専用使用 | 平日 | 9時から12時まで | / | 600円 | 630円 |
| | | | 13時から17時まで | / | 800円 | 840円 |
| | | | 18時から21時まで | / | 700円 | 730円 |
| | | | 9時から17時まで | / | 1,300円 | 1,360円 |
| | | | 13時から21時まで | / | 1,500円 | 1,570円 |
| | | | 9時から21時まで | / | 2,000円 | 2,100円 |
| | | 休日 | 9時から12時まで | / | 900円 | 940円 |
| | | | 13時から17時まで | / | 1,200円 | 1,260円 |
| | | | 18時から21時まで | / | 1,000円 | 1,050円 |
| | | | 9時から17時まで | / | 2,000円 | 2,100円 |
| | | 13時から21時まで | / | 2,100円 | 2,200円 | |
| | | 9時から21時まで | / | 3,000円 | 3,150円 | |
| プール | 温水プール | 専用使用 | 1時間 | 10,000円 | 10,500円 | |
| テニスコート | 専用使用 | 平日の9時から17時まで | 1面につき1時間 | 300円 | 310円 | |
| | | その他の時間 | 1面につき1時間 | 450円 | 470円 | |
| | 個人使用 | 1面につき1人1回 | 200円 | 210円 | | |
| 庭園 | 個人使用 | | 1人1回 | 200円 | 210円 | |
| | 回数券 | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 100円 | 100円 | |
| | | 200円券 | 11枚綴 | 2,000円 | 2,100円 | |
| | | 100円券 | 11枚綴 | 1,000円 | 1,050円 | |
| | 団体使用 | | 1人1回 | 160円 | 160円 | |
| | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 80円 | 80円 | | |
| びわ湖大津館多目的ホール | | | 1時間 | 1,500円 | 1,570円 | |
| 緑のふれあいセンター多目的室 | | | 1時間 | 300円 | 310円 | |
| 緑のふれあいセンター市民花園 | | | 1平方メートルにつき1年 | 320円 | 330円 | |

備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合並びに庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合並びに庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。

●平成26・27年度

有料公園施設の使用料及び利用料金

| 区分 | | 単位 | 使用料・利用料金 | | | |
|----------------|-------|--------------------------------|--------------|-----------|---------|--------|
| | | | 消費税抜き | 消費税(8%)含む | | |
| 野球場 | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1時間 | 3,750円 | 4,050円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 5,620円 | 6,060円 | |
| 陸上競技場 | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1時間 | 2,500円 | 2,700円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 3,750円 | 4,050円 | |
| 第2体育館 | 専用使用 | 平日 | 午前9時から正午まで | / | 750円 | 810円 |
| | | | 午後1時から午後5時まで | / | 1,000円 | 1,080円 |
| | | | 午後6時から午後9時まで | / | 870円 | 930円 |
| | | | 午前9時から午後5時まで | / | 1,620円 | 1,740円 |
| | | | 午後1時から午後9時まで | / | 1,870円 | 2,010円 |
| | | 休日等 | 午前9時から午後9時まで | / | 2,500円 | 2,700円 |
| | | | 午前9時から正午まで | / | 1,120円 | 1,200円 |
| | | | 午後1時から午後5時まで | / | 1,500円 | 1,620円 |
| | | | 午後6時から午後9時まで | / | 1,250円 | 1,350円 |
| | | | 午前9時から午後5時まで | / | 2,500円 | 2,700円 |
| | | 午後1時から午後9時まで | / | 2,620円 | 2,820円 | |
| | | 午前9時から午後9時まで | / | 3,750円 | 4,050円 | |
| プール | 温水プール | 専用使用 | 1時間 | 12,500円 | 13,500円 | |
| テニスコート | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1面につき1時間 | 370円 | 390円 | |
| | | その他の時間 | 1面につき1時間 | 560円 | 600円 | |
| | 個人使用 | 1面につき1人1回 | 250円 | 270円 | | |
| 庭園 | 個人使用 | | 1人1回 | 250円 | 270円 | |
| | 回数券 | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 120円 | 120円 | |
| | | 250円券 | 11枚綴 | 2,500円 | 2,700円 | |
| | | 120円券 | 11枚綴 | 1,200円 | 1,290円 | |
| | 団体使用 | | 1人1回 | 200円 | 210円 | |
| | | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 100円 | 100円 | |
| びわ湖大津館多目的ホール | | | 1時間 | 1,870円 | 2,010円 | |
| 緑のふれあいセンター多目的室 | | | 1時間 | 370円 | 390円 | |
| 緑のふれあいセンター市民花園 | | | 1平方メートルにつき1年 | 400円 | 430円 | |

備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。

●平成28年度以降

有料公園施設の使用料及び利用料金

| 区分 | | 単位 | 使用料・利用料金 | | | |
|----------------|-------|--------------------------------|--------------|-----------|---------|--------|
| | | | 消費税抜き | 消費税(8%)含む | | |
| 野球場 | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1時間 | 4,500円 | 4,860円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 6,750円 | 7,290円 | |
| 陸上競技場 | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1時間 | 2,560円 | 2,760円 | |
| | | その他の時間 | 1時間 | 3,840円 | 4,140円 | |
| 第2体育館 | 専用使用 | 平日 | 午前9時から正午まで | / | 900円 | 970円 |
| | | | 午後1時から午後5時まで | / | 1,200円 | 1,290円 |
| | | | 午後6時から午後9時まで | / | 1,050円 | 1,130円 |
| | | | 午前9時から午後5時まで | / | 1,950円 | 2,100円 |
| | | | 午後1時から午後9時まで | / | 2,250円 | 2,430円 |
| | | 休日等 | 午前9時から午後9時まで | / | 3,000円 | 3,240円 |
| | | | 午前9時から正午まで | / | 1,350円 | 1,450円 |
| | | | 午後1時から午後5時まで | / | 1,800円 | 1,940円 |
| | | | 午後6時から午後9時まで | / | 1,500円 | 1,620円 |
| | | | 午前9時から午後5時まで | / | 3,000円 | 3,240円 |
| | | 午後1時から午後9時まで | / | 3,150円 | 3,400円 | |
| | | 午前9時から午後9時まで | / | 4,500円 | 4,860円 | |
| プール | 温水プール | 専用使用 | 1時間 | 13,120円 | 14,160円 | |
| テニスコート | 専用使用 | 平日の午前9時から午後5時まで | 1面につき1時間 | 450円 | 480円 | |
| | | その他の時間 | 1面につき1時間 | 670円 | 720円 | |
| | 個人使用 | 1面につき1人1回 | 300円 | 320円 | | |
| 庭園 | 個人使用 | | 1人1回 | 300円 | 320円 | |
| | 回数券 | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 150円 | 160円 | |
| | | 300円券 | 11枚綴 | 3,000円 | 3,240円 | |
| | | 150円券 | 11枚綴 | 1,500円 | 1,620円 | |
| | 団体使用 | | 1人1回 | 240円 | 250円 | |
| | | 小学校若しくは中学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合 | 1人1回 | 120円 | 120円 | |
| びわ湖大津館多目的ホール | | | 1時間 | 2,250円 | 2,430円 | |
| 緑のふれあいセンター多目的室 | | | 1時間 | 450円 | 480円 | |
| 緑のふれあいセンター市民花園 | | | 1平方メートルにつき1年 | 480円 | 510円 | |

備考

- ・ この表中「団体使用」とは、15人以上の団体での使用をいう。
- ・ 中学生等、高等学校の生徒、高齢者又は障害者等が使用する場合(第2体育館を専用使用する場合、プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額とする。
- ・ 住所又は所在地(以下「住所等」という。)が市外である者が使用する場合(プールを個人使用する場合、庭園を個人使用する場合及び団体使用する場合並びに駐車場を使用する場合を除く。)の使用料又は利用料金は、その住所等が滋賀県内である者にあつてはこの表の使用料・利用料金の欄に定める額に1.5を乗じて得た額とし、滋賀県外である者にあつては同欄に定める額に2を乗じて得た額とする。
- ・ 入場料その他これに類する金銭を徴収する場合の使用料又は利用料金は、この表の使用料・利用料金の欄に定める額に3を乗じて得た額に入場料総収入額の1割に相当する額を加算した額とする。
- ・ 指定管理者制度を導入している施設について、表示金額は、市が定めた限度額であり、指定管理者はこの限度額内で利用料金を設定する。